

平成30年度第1回奈良県環境審議会 環境影響評価審査部会
会議録

1. 開催日時 : 平成30年5月18日(金) 10:00~11:30
2. 開催場所 : 奈良商工会議所 中ホール
3. 出席者
 - 環境影響評価審査部会委員 : 8名
藤井部会長、樋口委員、坂井委員、高田委員、成瀬委員、前迫委員、前田委員、山田委員
 - 事務局他 : 8名
(奈良県くらし創造部景観・環境局 環境政策課、廃棄物対策課、景観・自然環境課)
4. 傍聴者等 : 2名
5. 議題 : 京奈和碎石場拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について
6. 配付資料
 - 資料1 環境影響評価準備書の送付について
 - 資料2 環境影響評価準備書に対する意見について(諮問)
 - 資料3 環境影響評価準備書説明会の実施状況の報告
 - 資料4 京奈和碎石場拡張事業に係る環境影響評価準備書(既送付)
 - 資料5 京奈和碎石場拡張事業概要・調査結果・環境保全措置・事後調査の説明資料
 - 資料6 審査部会における意見概要、事業者の見解
7. 議事概要 : 事務局より、方法書が提出され環境審議会会長に諮問を行った旨説明した後、事業者が方法書の概要について説明。その後、事前意見に対する見解について説明を行い、審議が行われた。主な質疑については以下のとおり。

藤井部会長：お気づきの点がありましたらご意見をお願いしたいと思います。

成瀬委員：資料6の〈騒音・振動・低周波〉の1番の意見に対する事業者見解ですが、1. 発破騒音における環境保全措置で、「〇〇の範囲」と言葉で示されているだけで分かりにくいですし、環境基準がクリアできないから発破不使用区域にするという事ですが、クリアするためには仕方ないと思うのですが、素人の考えでそれで事業の用が足せるのかどうか。発破せずにその他の方法で代用するという考えでよろしいですか。発破不使用の地域を設定されるのは結構なんですけど、クリアできないから発破しないという感じを受けるのですが、どうでしょうか。

事業者：民家に近いところで数値が上がっているところがありますが、岩が非常に悪く発破する必要がない場所です。ほとんど砂れい岩なので、ユンボで十分削り取れるような性質のものです。音・振動を抑制するために土砂を積み上げることも考えていますが、そのような土地ですので、問題はないと考えています。また、地区の自治会長と頻りに連絡を取っておりまして、音が大きいという事があれば、事務所の方に連絡を受ける者がいますので、決して大きな音を出して作業を陽動するような体制はとっておりません。

成瀬委員：アセスでは敷地境界線で判断をされますが、敷地境界線に近くなる時はそう無いと思います。安全側を見込んでやっておられますので分かります。それから、“②残壁を残しながら発破作業”ですが、図示されると良くわかります。この保全対策をやった後の持続性はどうですか。撤去されるのですか。

事業者：残壁につきましては、図面では残壁の位置と掘削面がありますが、将来的に内側に掘削していきますので、残置森林と掘削区域の間は切土になりますので、そのまま下に下がっていく形になり、残壁は上部を切るときだけで、下側を切る場合には当然消滅することになります。

成瀬委員：素人の考えでは発破と施設の稼働では性質がちょっと違うみたいですね。施設の稼働による影響はある程度持続性がありますから。最後に暗騒音の検討で火薬学会の目標値を使っているのですが、目標値は尊重しますけども、アセスでは特定工場等の境界の基準値が決まっている訳ですから、何らかの整合性をどうするか書く必要があると思います。私の考えとしては県の方と協議されて、それを書く必要があると思います。もしそれが無ければ、他の事業の方法書・準備書が全てそれを書くことになります。そうすると皆がクリアすると

ということになりますから。この場合少し特殊ですが、敷地境界線上で検討するというアセスの手順を踏んでもらえるわけですから、厳しくなるわけです。ですからそこだけを火薬学会提案の参照値で検討するということは、理由が不純ではないかと思えます。アセスの観点からは住居付近での検討が目標なんです。敷地境界線上は一つの手順なんです。しかしアセスでは一つの手順として定められている訳ですから、この場合は非常に特殊になるわけです。その点はいかがでしょう。県の方でもいいのですが。

事業者 : これにつきましては検討させていただきたいと思えます。

事務局 : 先ほどのご意見についてですが、先生がおっしゃっているのは、参照値の話と思うのですが、最近環境省でも参照値については環境アセスメントで使わないよう通知を出しています。

成瀬委員 : わかりました。結構です

前田委員 : 資料5のスライド69で、現況調査結果で確認種類数がありますが、昆虫類以外はリストが見つからないです。どこにありますか。

事業者 : 哺乳類は準備書356ページ、鳥類は358ページに載せています。

前田委員 : ありがとうございます。

藤井部会長 : 他にご意見ございますでしょうか。

山田委員 : 資料6の〈廃棄物等〉の質問に対する見解ですが、このプラントは碎石をさらに破碎して砂を造る事を主な事業にされておられます。近畿ではご承知のように砂が大変不足していますから、重要な事業をされているように思います。ただ、湿式でやっておられますから、砂を細かくすることによって、泥が出て脱水ケーキが出ることになります。それをどう処理するかによって環境影響が懸念されるということで事前質問をさせていただいたのですが、現在もそういう事業をされているわけですから、「現在もこういう理由で環境への影響は非常に小さい」と数字的に示していただければ納得しやすいと思って現状どうですかという風にお聞きしたのです。見解にある「廃土と混合…」の「廃土」というのは廃棄物等として出てくる表土という意味ですか？

事業者 : 表土です

山田委員 : 現状どういう風に改良されているかを少し書いていただいたのですが、表土といっても量的には年間平均5万トンくらいですよ。脱水ケーキも月4,500トンということは年間で5~6万トンですよ。表土と脱水ケーキが同量くらいになるのです。ということは混合しようとしても脱水ケーキの方が多いような状態です。表土もそのまま使えるものも少ないでしょうし、一部を売却したり、盛土材として使ったりするということは、ほぼ脱水ケーキそのまま販売しているというような答えをされているという様に見えます。本当に脱水ケーキが販売できるような状態になっているのかよくわからない。

準備書に「幾らで売っています」とまで書く必要はないと思いますが、その辺を立証することができるのかどうか非常に重要なところでして、そのまま出してどこかに盛り土してしまうと、産業廃棄物扱いされたりしますので、その辺をきちんとしていただければなと思います。もう少し具体的に示すことができるでしょうか。「これぐらいは脱水ケーキだけで販売しています」「これぐらいは石灰を混合しています」。結局は販売するという事は品質がこの範囲の品質になるように基準を自社で設けられて、こういう風なものに調製して出していますというようなものがあると良いのですが、その辺も示されていないので、よくわからないのですが、もう少し詳しく示していただくことはできますでしょうか。

事業者 : 脱水ケーキというのは、先生のお考えでは産業廃棄物の汚泥という認識でしょうか

山田委員 : 脱水ケーキが処分として外へ出されていけば、私は産業廃棄物だと思っていますが、方法書の時に議論になって県の方も「産廃扱いにはしていません」という答えだったので、私はそのまま引き下がったのですが、これは行政の方でお決めになることです。私は処分場へ持っていかれるならば産廃だと思います。

事業者 : 通常の残土でも処分という形でお金を払って処分してもらう場合もありますが、残土は廃棄物ではないので

山田委員 : それはわかります。販売されているのでしたら、もちろん産廃にはなりませんので、そのように書いていただいたらよろしいです。ただその時には、「このような自社基準で、このような場所に使っていただいています」というのをもう少し具体的に書いていただければいいかと思ったのです。

事業者 : わかりました。もう一度検討しまして、詳しく説明できる資料を示したいと思
います。

山田委員 : 色々な採石場でこの脱水ケーキに関しては問題が起こっていると思うのです。
どこでも困っていて、中には脱水してどこかで引き取ってもらっているとか、
場内で使っているとか苦労されていると思います。でも色々なところで問題
を起こす可能性があります。今までは苦労しながら何とかやってきたけれど
も、この際拡張するにあたって、今後は問題が起こらないように、今まではや
ってこなかったけども、例えば「こういう基準を設けてこうします」、そうで
なければ「石灰を混ぜてこうします」というような、この拡張にあたってどう
考えておられるのかをお聞きしたいのです。

藤井部会長 : そのあたりご検討いただいて、最終的まとめていただければと思います。

前迫委員 : 資料5のスライド5ページに緑化手法がありますが、ここの緑化手法は何十年
後の緑化ではなくて、新しく掘るから今まで掘られたところは修復しますと
いう修復側の緑化について記載されているのでしょうか。

事業者 : これは修復側の緑化計画です。

前迫委員 : では、「今掘っているところをこういう形で修復していきます」ということで
すか。

事業者 : はい5年ごとに。

前迫委員 : 資料5のスライド6ページに埋土種子を含んだ表土を蒔き出す方法で修復し
ていくと書かれているんですけど、これは新しく掘ろうとしてるところの表
土を使って古いところに置くということなんでしょうか。

事業者 : はい

前迫委員 : それは手法としてはありなんですけど、大きな修復計画の中で行くと、大抵パイ
オニア的なものが先に出るので、景観的にあまり貢献しませんが、長期的に見
たら戻っていくと思います。落葉広葉樹とか常緑広葉樹を植えていく混合配
植をすることも書かれているので、どのようなイメージを持っているか確認

したいです。シイやコナラなど常緑広葉樹が植生として構成されていますが、その木を苗木として使って修復して、そこにある表土を蒔きだして10年後ぐらいにパイオニア的なもので造られる群落を期待するのと、直接植え付けて修復する方法と複合的に使うイメージなんですか。

事業者 : 複合的に利用していくイメージです。

前迫委員 : かなりアバウトな書き方で、どうやって修復しようとしているのか分らないと思います。ちょっと不親切というか、埋土種子を含んだ表土まきだしをするのは、表土を使って今ある植生に近いものを造っていきたいというコンセプトは書かれていますが、10年後の絵を見ると、植栽木の成長や周辺植栽の侵入など、同じ敷地を違う手法で緑化されるのか、ゾーニング的な感じで植栽木を植えるところと、まきだしする処をパッチ状に造ってとされているのか分かりにくいと思います。どうやって修復するのかを補足で知りたいのですが、いかがでしょうか。

事業者 : 方法書からの修正ですので、検討させていただいて不親切なイメージを払拭させていただきたいと思います。回答は次回させていただきます。

前迫委員 : お願いします。もう1点。陸上の植生は二次林的な要素が多いんですが、資料5のスライド77・78にイヌタヌキモが影響あると書いてあるんですが、対象事業実施区域外だけど影響があると評価されているということは、そっちに濁水が流れるかもしれないという意味なのか、どういう意味で影響があるという予測をされているのか補足していただければと思います。

事業者 : イヌタヌキモが生育している谷の上部が一部採取区域に入りますので、そこからの濁水が流れる可能性があるということで「影響がある」という形にさせていただきます。

前迫委員 : わかりました。この辺は谷に直接入っているわけではなくて、東側斜面が谷に落ちているという感じですか。

事業者 : そのイメージです。

前迫委員 : そうなると、掘り取る場所の内側は仕方ないとしても、谷を濁水が流れていって、ため池や河川に流入する可能性を最小限にとどめる方策をどれくらい検討されているのか教えていただければと思います。

事業者 : イヌタヌキモの予測結果については、準備書441ページの表7-8-16に示しておりますが、採取による地形の改変については、本種は対象事業実施区域外のため池で確認されているため、採取による地形の改変に伴い本種の生息地が消失することはないです。微気象の変化については、本種は対象事業実施区域外のため池で確認されているため、採取区域付近の微気象の変化に伴う生育環境の変化に伴う影響はないとしています。採取区域からの土砂や濁水の流入については、採取区域は生育を確認したため池の上流部に位置するため、雨水等による採取区域からの土砂や濁水が生育地に流れ込む場合は、本種の生育環境を変化させる可能性があるとしております。

そこで準備書の444ページの表7-8-17 環境保全措置の検討結果の整理で一番下の段の対象種を見て頂くと、イヌタヌキモが記載しております、土砂流出が発生する可能性のある場所には表土流出防止柵を設置し、採取区域内で発生した濁水は沈砂池等に一旦集め、上澄み水を放流する等の措置を講じるという形にしてあります。

前迫委員 : ありがとうございます。具体的に示していただいたので、イヌタヌキモが生育しているため池に、表土流出防止柵を設置するという事なんですが、そこだけではなくて、南側や水系に対して濁水が発生する可能性がある場所を全てチェックするという理解でよろしいでしょうか。

カワジシャやコ克蘭まで対象種に上げてくださって、コ克蘭のポイント数は半端なくあるので、かなりの対策になると思うんですが、対象種が生育している場所を拾い上げて、そこに全部表土流出防止柵を作ると理解してよろしいのでしょうか。

事業者 : 重要な種の場合については考えておりますけど、掘削区域の水を中に集める形にしてますので、外に出そうなところだけは対策を講じますけど、中で対処するという形にしております。

前迫委員 : わかりました。外に流出するところについては、表土流出防止柵を設置していただいて、流出しない対策をとり、他については、全部中に集めるので、外へ流出する問題は発生しないということを既に検討いただいているということでしょうか。

事業者 : はい、そうです。

前迫委員 : ありがとうございます。じゃあ結構です。

藤井部会長：他にご意見はございますでしょうか

坂井委員：文化財に関してですが、今提出されている準備書について、問題があるというわけではありません。準備書の553ページに平成7年の段階ですでに掘削して調査が終わっているという文書が示されていますが、この調査の内容について確認したいです。既に調査済みのところがおそらく中世の城と、もう1つは後期の群集墳だと思えますけれども、それがどれぐらいの時期でどういう古墳か確認することによって、他のいくつかの古墳がある程度予測できるとか、中世のお城だとそれに関連する遺構が周辺にある可能性があるか分かるので、できれば平成7年8月1日の文書と、その中に調査の内容が書かれていなければ、書かれているものを確認させていただきたい、という要望です。これは県の方から確認していただいても良いのかもしれない。

事業者：これにつきましては確認しますので、よろしくお願いします。

藤井部会長：他にご意見はございますでしょうか。

樋口委員：特に質問することはないのですが、降下ばいじんに関しては一番懸念される場所ではあって、対策前では一部地域で超えてしまう。それに伴って参照値を守れるくらいの稼働時間にしようということで、アセスをきちっとやっているという印象は受けました。ちなみに散水計画についても具体的な数値を書いているのですが、この散水計画は今回の降下ばいじんの予測には反映されているんですか。それとも稼働時間の低減だけが反映された予測なんですか。

事業者：散水は考慮していません。作業時間だけで予測しております。

樋口委員：ということは、散水による効果があれば、さらに低減が見込めると解釈してよろしいですか。

事業者：そうです

樋口委員：それであれば、この散水計画をベースに、状況に応じて適切に履行していただければと思います。

藤井部会長：他にご意見ございますでしょうか。

前田委員：準備書の428ページですが、南に常緑広葉樹林で「13. シイ萌芽林」があるのですが萌芽林ってどういう事ですか。以前見に行ったときにちゃんとした林だった気がするんですが。

事業者：ここはスダジイやツブラジイが伐採されて、また萌芽とともに樹林が形成されているような感じの樹林になってました。

前田委員：結構前なので記憶がはっきりしないんだけど、唯一ここが林らしい林で、結構大きい木があったような気がするんですが、そんなに小さい木でしたか

事業者：小さくはなく、根元から切られた後かなり大きくなっている樹林でした。

前田委員：そうだと、コナラ群落も一度切っているわけでしょ。ここも萌芽林になるのではないですか。コナラはかつて薪炭林で活用していますよね。皆一度切っているじゃないですか。それでも準備書432ページの写真を見るとコナラは大きくなっていますよね。これがなんで萌芽林ではなくてシイ萌芽林が小さい萌芽林なの？

前迫委員：助け船を出すわけではないのですが、原生林だと『シイ林』と書くのですが、二次林的なシイ林ということで『シイ萌芽林』って書いてあると思うんです。普通の人が見たら1回切られた萌芽林ではなくてシイ林かなということなんですけど、萌芽林って書いてあるので、切られたばかりの萌芽林かなという印象を持たれるので、言葉の遣い方だけだと思うのですが、『シイ林（二次林）』という風に表記されてもいいのかなと思います。

植生調査票で確認したかったのが、植生調査をされていて大体+で入れられているんですが、調査者の感覚にもよると思うのですが、+というのは本当に稀にあるということで、大抵複数あるものなので、シイ林に出てきているマンリョウやアラカシやヤブツバキやその他のものも+に出ているのもあったはずなので、この辺の調査データは今みたいに「これは萌芽林でいいですか」というような質問があった時に、原票として非常に重要なので、植生データの取り方も妥当に取られたかどうかを調査者と、被度の妥当性もちょっと違うかなと思いますので、原票のチェックをしていただければありがたいかなと思っております。

事業者 : 原票のチェックをしたいと思います。

藤井部会長 : 他に何かございますでしょうか。

成瀬委員 : 交通騒音の件ですが、準備書 255 ページの表 7-2-36、要約書では 60 ページの表 7-2 (5) です。将来交通量に対する予測の結果が 70.1db と基準をわずかに上回っているんです。それに対して一般論として、既に基準を上回っている場所はどう考えられますか。運搬車両の増加量は 0.5db 程度と大したことはないですね。

事業者 : 運搬車両の走行に伴い発生する騒音ですが、将来交通量が 70.1db となっておりますが、予測は現況交通量と将来交通量を両方予測しますので、その差分をとったものを現況に足すという方式ですので、車速の設定や細かい部分で現況を再現できない部分がありますので、それを防ぐために現況と同じような条件でやっております。ですから 70.1db は超えているのですが、現地調査の結果ではクリアしておりますので、問題はないと判断しております。

成瀬委員 : 意図は分かります。運搬車両のルートが示されておりますが、近傍の道路だけではなくて、環境影響評価すべきエリアでもなくて、沿道の騒音の現況も基準を超えているところはあるかも分らないです。その点についてはどう考えられますか。これは難しい問題ですから今お答えになる必要はないです。むしろ県の方の苦情でもあるわけですから。現状は現状として、70.1db と僅かであつても超えているわけですから。

事務局 : 先生のご意見の趣旨はわかりましたので、少し検討させていただきます。

藤井部会長 : それでは時間になりましたので、今日委員から意見やコメントがあったと思いますが、事業者の方で検討いただいて次回報告いただければと思います。委員の先生方でお気づきの点がありましたら、事務局を通じて意見をいただければ、事業者からコメントをいただく形をとりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは進行の方を事務局に返させていただきます。